

令和元年9月26日

あいちトリエンナーレに対する補助金の取り扱いについて

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業については、文化庁の「文化資源活用推進事業」の補助金審査の結果、文化庁として下記の通りとすることといたしました。

記

補助金適正化法第6条等に基づき、全額不交付とする。

【理由】

補助金申請者である愛知県は、展覧会の開催に当たり、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにも拘らず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においても、文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告しませんでした。

これにより、審査の視点において重要な点である、①実現可能な内容になっているか、②事業の継続が見込まれるか、の2点において、文化庁として適正な審査を行うことができませんでした。

かかる行為は、補助事業の申請手続きにおいて、不適当な行為であったと評価しました。

また、「文化資源活用推進事業」では、申請された事業は事業全体として審査するものであり、さらに、当該事業については、申請金額も同事業全体として不可分一体な申請がなされています。

これらを総合的に判断し、補助金適正化法第6条等により補助金は全額不交付とします。

＜問い合わせ先＞

＜9月27日まで＞

文化庁地域文化創生本部

事務局長 三木 忠一（内線 4527）

暮らしの文化・ア・グ・ル・プ・リ・ダ - 山口壮八（同上）

＜9月30日以降＞

文化庁地域文化創生本部

事務局長 三木忠一（075-330-6722）

暮らしの文化・ア・グ・ル・プ・リ・ダ - 山口壮八（075-330-6730）

【参考：事実関係】

(◆ 文化庁による愛知県に対する事実確認により判明した事実)

- 3月 8日 愛知県から、文化資源活用推進事業に対する応募書類受理
- ◆4月中旬以降 あいちトリエンナーレ実行委員会事務局が、企画展の具体的展示内容を把握
会場の安全や円滑な運営についての重大な懸念から、芸術祭を円滑に運営する
ための展示方法等について調整を実施
- 4月25日付 有識者による審査会を経て、文化庁より採択通知発出
- 5月30日 愛知県から補助金交付申請書を受理
- ◆6月中旬 あいちトリエンナーレ実行委員会事務局が、大村愛知県知事に展示内容及び
展示方法について報告

- 8月1日 あいちトリエンナーレ、開会 (企画展は4日以降中止)
- ◆8月4日以降 「表現の不自由展 その後」、中止

<参考>

「あいちトリエンナーレ2019」

【テーマ】 情の時代 Taming Y/Our Passion

【芸術監督】 津田大介 (ジャーナリスト/メディア・アクティビスト)

【会 期】 2019年8月1日(木)～10月14日(月・祝) [75日間]

【参加アーティスト数】 93組 (※30の国と地域から)

【内 容】 国際現代美術展、映像プログラム、パフォーマンスアーツ、音楽プログラムなど

【主な会場】 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか (四間道・円頓寺)、豊田市
(豊田市美術館及び豊田市駅周辺)

【主 催】 あいちトリエンナーレ実行委員会 (会長：大村秀章愛知県知事)

文化資源活用推進事業 事業概要

1. 事業の目的

- 各地域が誇る様々な文化観光資源の体系的な創成・展開
- 国内外への戦略的広報の推進、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充

2. 補助事業者

地方公共団体

3. 補助対象事業

- 地域住民や芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業
- 観光インバウンドの拡充に資するもの。

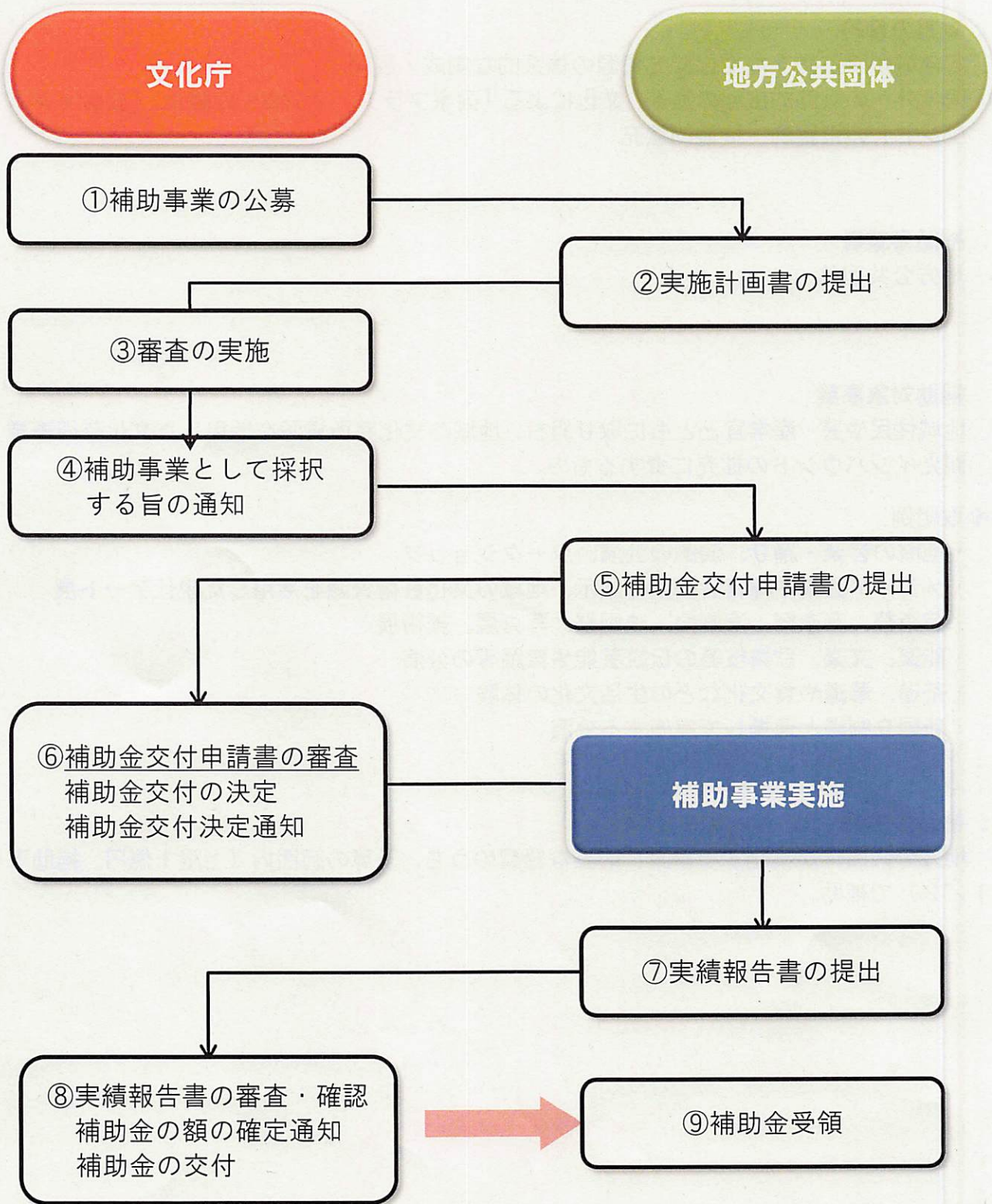
◆取組例

- ・地域の音楽・踊り、演劇の公演、ワークショップ
- ・メディア芸術や障害者芸術の展示、地域の文化芸術資源を活用した現代アート展
- ・芸術祭、音楽祭、演劇祭、映画祭、写真展、美術展
- ・能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や舞踊等の公演
- ・茶道、華道や食文化などの生活文化の体験
- ・新国立劇場と連携して実施する公演

4. 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち、予算の範囲内（上限1億円。補助率1/2）で補助。

文化資源活用推進事業 補助金交付までの流れ



文化資源活用推進事業 審査の視点

(1) 実施計画について

- ・ 本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ・ 実現可能な内容・事業規模になっているか。
- ・ 地域の文化芸術資源（観光資源も含む。）を活用した計画となっているか。
- ・ 地域課題（人口の減少、過疎高齢化、若年層の流出、観光客の減少、中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか。
- ・ 事業実施による効果等について、具体的な数値が設定されているか。
- ・ 計画期間終了後も地方公共団体独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか。
- ・ 計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・ 芸・産学官や他の地方公共団体（特に市町村においては、都道府県）、地方公共団体の他の部局（観光振興担当部局等）との連携・協力体制がとれているか。
- ・ 障害者等のバリアを取り除く取組を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・ 観光インバウンドの拡充に資する取組（多言語対応や、訪日外国人が鑑賞・体験・滞在できる魅力的な内容とする工夫等）を行い、受入環境整備を図っているか。
- ・ 国庫補助額に比して、高い経済波及効果が見込める事業であり、その根拠が明確となっているか。

(2) 実施計画に記載されている具体的な取組について

- 事業実施による効果、成果をもたらす計画となっているか。